

# アメリカ労働組合の構造

## —ビジネス・ユニオニズムの生成と発展

津田真激著



日本評論社

# アメリカ労働組合の構造

——ビジネス・ユニオニズムの生成と発展

津田真激著



日本評論社

## はしがき

### I

本書は、アメリカ労働組合の構造を原資料と実態調査によつて考察したものである。本書の編成上の問題や著者の個人的動機については「あとがき」で記してあるので、この「はしがき」では、本書が根底に内包している思考方法についてあらかじめ理解を求め、本書全体の構成を紹介しておきたい。

本書を通じて流れている思考方法は、次の二つに要約される。まず第一に、近代社会における労働組合をマックス・ウェーバーの、いわゆる「Betrieb」すなわち「運営」ないし「Betriebsverband」すなわち運営体としてとらえる。ウェーバーにしたがえば、この運営体は継続的に目的行為を営むための団体と理解されるのであるが、労働組合もまた近代社会の主要な運営体の一つに属する。ゆえに、利潤を営む目的をもつて存在する企業の運営体が「経営」であり、その歴史的研究が「経営史」であるとすれば、労働組合の歴史もまた、「経営史」の主要な分野を構成するといわねばならない。ところで、労働組合という運営体が目的行為をするためには、それが規律をもつた団体でなくてはならない。規律とは権限配分の関係の総体であつて、規律は運営体を「組織」に編成する動機をあたえる。組織に編成された運営体を支える内的原理は、それゆえに、権限配分を組織成員が自発的にうけいれることになければならない。これがウェーバーの「官僚制支配」Bürokratische Herrschaft やある。労働組合が近代社会において継続的な目的行為を営むとするならば、労働組合もまたこのような組織と官僚制支配をつくりあげなくてはならない。アメリカの労働組合は、この問題をビジネス・ユニオニズム business unionism すなわち「運営組合主義」として実現し

ようところにひみてきた。この点でアメリカの労働組合は、世界の労働組合が内包している運営体の原理を世界史上無比にかつ明快に表現しているといつてよいのであって、アメリカの労働組合の構造を分析することによつて、労働組合の運営体としての特徴を析出することができよう。これが本書の思考方法の一つの流れである。

第二に、労働組合が有する目的行為とは抽象的なものではなく、近代社会における目的行為であることが注意されなくてはならない。ところが、近代社会を主として推進する運営体は營利を目ざす「企業」の「経営」である。しかるにこの企業は、労働者を雇用し、就業させなくては營利を実現できない。企業の「経営」という運営体が近代社会における主導的な運営体であるとすれば、労働者の組織としての労働組合という運営体は、「経営」の主導的行為に反応するものであるということができる。ところで労働組合は、企業經營者の労働条件（ここでは雇用・就業に関するいっさいの条件を意味しておくる）の第一次決定にたいし、相互承認決定を求める運営体として成立していく。ところが企業經營者は、労働組合のこの目的をまず無用で厄介であると考え、労働組合を“抵抗”と“反応”的組織であると理解する。それゆえに、労働組合の介入を排除することは企業經營の根本的動機となっており、労働組合をとりまく客観的環境は労働組合にとってけつして有利なものではない。労働組合は、この不利な環境を、企業經營が労働組合にどうしても依存しなければ目的行為を追求できないような運営体相互の関連状況を社会内につくりあげなければならない。これが本書の思考方法のもう一つの流れである。

アメリカの労働組合は「運営組合主義」business unionism にもとづいて、二つの方向によつてこの困難な課題にとりくんだ。まず第一に、労働組合は企業經營が労働者の雇用・就業を絶対不可欠の条件とするところから、企業經營が労働者にどうしても依存せねばならない客観的・物質的基礎を労働者の企業經營上の能力、すなわち職種に求めたのであった。このことは労働者を一体とみず、階層集團として把握する方向をたどる途ではあつたが、労働者がまだ社会内で定着した存在として承認されない客観的環境の下では、必然的な一つの方向であつたといわねばなるまい。

そこで結局、労働者の諸階層のうち、熟練職種の労働者層のみが労働者の中で安定的な存在となりうるという判断がみちびかれた。この層が有する熟練は「職人の秘訣」secret of craft（ナンバース）で成りたつており、企業經營者が自由に創造し支配しうるものではなかつた。それゆえに、自治的徒弟制度を通ずる熟練の自己培養と熟練職種ごとの運営体の結成・維持は、継続的な目的行為を追求する労働組合の不可欠な原則となつた。職種支配 job control と職種別組合主義 craft unionism はアメリカの労働組合の基本思想となつたのである。かかる職種支配は、所有権においては「財産権」property right（モーター）として主張され、労働市場においては供給独占としてあらわれる。熟練職種別組合主義による“純粹かつ単純な労働組合の原理”pure and simple trade-union principle は企業經營者が労働組合に依存せざるをえず、かくするにによって労働組合を、産業社会 industrial society における関係 industrial relations の一員として承認せざるをえない環境をつくりだす根拠として作用させたのである（需要供給説）。

しかしやアメリカの労働組合が、職種支配と職種別組合主義によつて産業社会内に定着した一九世紀末期こそ、まさにアメリカの産業社会は産業資本から金融資本支配への移行期であった。このことから労働組合の目的行為は、企業經營によつてつきつきに阻害される方向をたどつたのである。労働組合の目的行為は、大恐慌下における産業別組合主義への組織原則の転換によつて、あらためて産業社会の発展に適応する形態をとりえた。産業別組合主義においては、職種支配 job control は職場支配 shop control に転換した。この職種支配と職場支配との二つの価値体系 value system はそれぞれ異なるとはいへ、より積極的には職場支配の原理の中に職種支配が包摂され、中核の原理として、今日もなお生きつづけていると著者は考へてゐる。

第一に、職種支配と職種別組合主義が、労働組合という運営体の継続的な目的行為であるとすれば、労働組合は運営体としてその長期的な目的行為の継続にあたつて、規律による組織を形成し、維持しなければならない。ところで労働組合は、局地的労働市場圈を領域としてまず成立したローカル組合 local union がその出発点であった。とい

るが近代社会の推進体である企業経営は、全国的ないし国際間に経済的・社会的関連を浸透させ拡大することを特質としている。これに応じて政府もまた地方的政策から社会全体の長期的な安定と成長を目標とする政策をうちだしていく。それゆえに、労働組合運営体も個々の小さなローカル組合を集めた、一つの全国組合 national union をこれに対応して形成し維持しなくてはならない。この点に関してアメリカの労働組合は、全国組合主義 National trade unionism において世界の労働組合史上無比の特質を有するとされている。しかしながら全国組合の「官僚制支配」の達成は、アメリカの労働組合の歴史においてはけつして容易なことではなかつたし、また今日においても、けつして完成されているということはできない。

本書の主題は、右に指摘したアメリカの労働組合の主要な特徴のうち第二の主題、すなわち運営体としての労働組合の組織形成の過程を追求する。この過程をとりあげる理由は、全国組合主義こそ日本の労働組合が今日当面している主要な課題であることに由来しているからにほかならない。

## 二

本書の構成は二編から成る。第一編では、一九世紀末に成立した全国組合主義の歴史上の特質と、その大恐慌前までの環境適応変化の過程を要約して「序」において述べた。第一章では、全国組合が成立した一九世紀末から二〇世紀初頭にさいして、全国組合が運営体としての権限確立の手段として採用した、全国組合大会（第一節）、全国組合執行委員会（第二節）、全国組合役員（第三節）の三つの機関の組織と機能を分析した。このような全国組合の機関についてしてローカル組合は、全国組合大会にたいしては非専従制をもつて、その「官僚制支配」に对抗したのである。この過程はまた運営体の財政上の問題として追求されねばならない（第二節）。ところが全国組合は、対抗する個々の局地的組合にたいして、運営体としての長期的・継続的視野から統制・支配する客観的現実的根拠を有した。この根拠は組織政策・交渉政策・就業規制政策の三つにあらわれていたのであり、これを第三節で検討した。ところで、二〇世紀初頭を西期とする金融資本支配の成立と大規模企業の発展は、全国組合間および全国組合内に構造上の大きな問題をもたらした。この環境変化に適応し、かつローカル組合の牽制をのりきりえた全国組合のみが、二〇世紀における維持発展を果しえたのであった。この過程の追求が第二章で簡単におこなわれる。

第二章では、この時期の主導的組合であり、環境変化にたぐみに対応しえた大工組合（第一節）と、産業発展にたいして系統的組織を維持しながら環境変化に対応できなかつた機械工組合（第二節）を分析の主題とし、また抬頭してきた新しい形態、産業別組合主義にたつ炭坑労働組合、婦人服労働組合、合同男子服労働組合の組織上の特質をあわせて検討しておいた（第三節）。さらにこれら全国組合の全国的連合として、産業社会内に労働組合としての発言力を求め、同時に、全国組合間の調整機能をおこなうべきであったアメリカ労働組合総同盟 AFL について、全国組合の構造上の視点から、その機能的意義を分析した（第四節）。

第二編では、現代の労働組合の構造を分析の対象とする。ここでいう現代とは、大恐慌下およびそれ以後現在までの時期を総称している。まず「序」においては、現代のアメリカの労働組合の運営体としての特徴が、多元主義にもとづく多様性にあることを要約的な歴史的叙述で指摘した。第一章では、その多様性を著者が一九六四年におこなつた実態調査の結果から大企業経営における組合組織の状況について検討した。この「序」および第一章を導入部として、第二章以下において現代アメリカ労働組合の構造を分析する。第一編で析出した分析結果を手がかりとして、まず第二章では、全国組合の構造を第一編と同様の機関について検討し、その結果を類型構成にまとめあげることをこころみた（第一節）。また全国組合の財政については第二節で検討したが、その財政規模および収支の構造については紙数の制約から割愛した。また全国組合のローカル組合統制上の機能的特質に関しては省略した。第三章では、全国組合の組織基礎をなすローカル組合の構造をたぢいて検討した。ここでは、その多様性の存在事実と組織上・機能

上の特質が検討される。まずローカル組合の類型分析をおこない（第一節）、それぞれの類型についてややたらいて分析を加えた（第二節）。第四章、第五章は、全国組合とローカル組合とを組織的に関連させている中間運営体の考察をおこなった。まず第四章では、中間体をその多様性について分析し、類型構成をここみた（第一節）。ところて、この中間機関には産業別組合、職種別組合のそれぞれに応じて独自な類型が存在するが、労働組合という運営体としては、全国組合がローカル組合支配の翼として延長する、いわば上からの中間運営体と、ローカル組合が運営上不可欠な組織として拡大してゆく、いわば下からの中間運営体が関連しあつており、中間運営体が全国組合・ローカル組合のいずれに権限を掌握されるかが、全国組合とローカル組合との権限関係に決着をあたえる要因となつてゐる。それゆえに中間運営体に関しては、とくに機能類型としてたちいた検討をおこなつた（第二節）。この中間運営体の中で現代のアメリカ労働組合にとつて重要性を加えているものに企業別組織がある。またこの企業別組織は、日本の労働組合の企業別組合主義という点からもたちいつて分析をおこなう意義を有している。それゆえに第五章を設けて、企業別中間組織の構造に考察を加えた。まず企業別組合組織の類型構成をこころみ（第一節）、かつ日本との比較の観点から企業別交渉の組織構造をやくわしく検討した（第二節）。

最後に本書の分析結果を「結語」においてあらためて総括しておいた。

本書が成るについては、卒業以来現在までの一四年間にわたり変わらざるご教示とご指導をいただき、かつ本書出版の斡旋のご好意をもいたいた東京大学経済学部長隅谷三喜男教授のご高配をぬきにしては考えられない。また東京大学大河内一男総長、氏原正治郎教授、藤田若雄講師、京都大学岸本英太郎教授、慶應大学川田寿教授、法政大学白井泰四郎教授の変わることなきご指導は、著者の研究精進に生涯銘記さるべき恵みであった。さらに学問の道に著者をはじめて導きいれて下さった東京大学大塚久雄教授、高橋幸八郎教授からの学恩をも忘ることはできない。そしてまた、東京大学労働組合調査研究会、労働運動資料委員会などの、いくたの先輩および同僚諸学兄の研究は、著

者の学問への精進についてどれほど啓発をあたえて下さったかはかりしれないものがある。

本書をこの分野での著者の研究の一里塚としたいと思う。その意味で、本書の末尾に著者のこれまでの研究著作目録を付しておいた。

出版にさいしては武藏大学から研究出版費行助成金を下付された。また日本評論社編集局の畠中繁雄氏および牧野正孝、森田実の両氏に一方ならぬご配慮をいただいた。記して謝意を表したいと思う。

昭和四一年一一月

著者

はしがき

目次

## 第一編 アメリカにおける全国組合の成立とその構造

—アメリカ労働組合の原型—

序

# 第一章 全国組合の成立とその構造

—アメリカ労働組合の原型—

## 第一節 全国組合大会の権限と機能

.....

## 第二項 一般投票制の機能

.....

## 第二節 全國組合役員と執行委員会

.....

## 第二項 全國組合役員の專從制

第三項 執行委員会とその機能的意義	一〇二
第四項 全国組合財政の規模と各種の基金制度	一〇三
<b>第三節 全国組合の機能の特質</b>	
第一項 組織政策と管轄権	一〇四
第二項 ストライキ政策と団体協約	一〇五
第三項 貸金規制と作業規制	一〇六
<b>第二章 ビジネス・ユニオニズムの諸類型</b>	
第一節 大工組合の組織確立と管轄権	一一〇
第一項 大工組合の結成と確立	一一〇
第二項 大工組合と管轄権問題	一一一
第二節 機械工組合とローカル組合自治権	一一二
第三節 炭坑労働組合と婦人服労働組合および合同男子服労働組合の組織の発展	一一三
第一項 炭坑労働組合の組織の確立	一一三
第二項 婦人服労働組合および合同男子服労働組合	一一四
第四節 アメリカ労働組合総同盟AFLの機能上の特質	一一五
第一項 AFLの組織原則	一一六
第二項 AFLの団体交渉および政治活動の機能	一一七
<b>第一編 現代アメリカ労働組合の構造</b>	
序	一一〇
<b>第一章 アメリカ大企業における労働組合組織</b>	
——アメリカ労働組合の現状と展望——	一一〇
第一節 調査の性格	一一〇
第一項 調査の目的と項目	一一〇
第二項 アメリカ製造業雇用者の構成	一一一
第二節 大企業労働組合の組織上の性格	一一二
第一項 大企業における組合組織率	一一二
第二項 従業員組合の組織率	一一三
第三節 大企業における労働組合組織および組織の性格	一一五
第一項 製造業大企業における労働組合	一一六
第二項 労働組合の管轄範囲	一一七
<b>第二章 全国組合の構造</b>	
第一項 製造業大企業における労働組合	一二〇
第二項 労働組合の管轄範囲	一二一
第三項 製造業大企業における労働組合	一二二
第四項 労働組合の管轄範囲	一二三
第五項 製造業大企業における労働組合	一二四
第六項 労働組合の管轄範囲	一二五
第七項 製造業大企業における労働組合	一二六
第八項 労働組合の管轄範囲	一二七
第九項 製造業大企業における労働組合	一二八
第十項 労働組合の管轄範囲	一二九
第十一項 製造業大企業における労働組合	一二一〇
第十二項 労働組合の管轄範囲	一二一一
第十三項 製造業大企業における労働組合	一二一二
第十四項 労働組合の管轄範囲	一二一三
第十五項 製造業大企業における労働組合	一二一四
第十六項 労働組合の管轄範囲	一二一五
第十七項 製造業大企業における労働組合	一二一六
第十八項 労働組合の管轄範囲	一二一七
第十九項 製造業大企業における労働組合	一二一八
第二十項 労働組合の管轄範囲	一二一九
第二十一項 製造業大企業における労働組合	一二二〇
第二十二項 労働組合の管轄範囲	一二二一
第二十三項 製造業大企業における労働組合	一二二二
第二十四項 労働組合の管轄範囲	一二二三
第二十五項 製造業大企業における労働組合	一二二四
第二十六項 労働組合の管轄範囲	一二二五
第二十七項 製造業大企業における労働組合	一二二六
第二十八項 労働組合の管轄範囲	一二二七
第二十九項 製造業大企業における労働組合	一二二八
第三十項 労働組合の管轄範囲	一二二九
第三十一項 製造業大企業における労働組合	一二二一〇
第三十二項 労働組合の管轄範囲	一二二一一
第三十三項 製造業大企業における労働組合	一二二一二
第三十四項 労働組合の管轄範囲	一二二一三
第三十五項 製造業大企業における労働組合	一二二一四
第三十六項 労働組合の管轄範囲	一二二一五
第三十七項 製造業大企業における労働組合	一二二一六
第三十八項 労働組合の管轄範囲	一二二一七
第三十九項 製造業大企業における労働組合	一二二一八
第四十項 労働組合の管轄範囲	一二二一九
第四十一項 製造業大企業における労働組合	一二二二〇
第四十二項 労働組合の管轄範囲	一二二二一
第四十三項 製造業大企業における労働組合	一二二二二
第四十四項 労働組合の管轄範囲	一二二二三
第四十五項 製造業大企業における労働組合	一二二二四
第四十六項 労働組合の管轄範囲	一二二二五
第四十七項 製造業大企業における労働組合	一二二二六
第四十八項 労働組合の管轄範囲	一二二二七
第四十九項 製造業大企業における労働組合	一二二二八
第五十項 労働組合の管轄範囲	一二二二九
第五十一項 製造業大企業における労働組合	一二二二一〇
第五十二項 労働組合の管轄範囲	一二二二一一
第五十三項 製造業大企業における労働組合	一二二二一二
第五十四項 労働組合の管轄範囲	一二二二一三
第五十五項 製造業大企業における労働組合	一二二二一四
第五十六項 労働組合の管轄範囲	一二二二一五
第五十七項 製造業大企業における労働組合	一二二二一六
第五十八項 労働組合の管轄範囲	一二二二一七
第五十九項 製造業大企業における労働組合	一二二二一八
第六十項 労働組合の管轄範囲	一二二二一九
第六十一項 製造業大企業における労働組合	一二二二二〇
第六十二項 労働組合の管轄範囲	一二二二二一
第六十三項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二
第六十四項 労働組合の管轄範囲	一二二二二三
第六十五項 製造業大企業における労働組合	一二二二二四
第六十六項 労働組合の管轄範囲	一二二二二五
第六十七項 製造業大企業における労働組合	一二二二二六
第六十八項 労働組合の管轄範囲	一二二二二七
第六十九項 製造業大企業における労働組合	一二二二二八
第七十項 労働組合の管轄範囲	一二二二二九
第七十一項 製造業大企業における労働組合	一二二二二一〇
第七十二項 労働組合の管轄範囲	一二二二二一一
第七十三項 製造業大企業における労働組合	一二二二二一二
第七十四項 労働組合の管轄範囲	一二二二二一三
第七十五項 製造業大企業における労働組合	一二二二二一四
第七十六項 労働組合の管轄範囲	一二二二二一五
第七十七項 製造業大企業における労働組合	一二二二二一六
第七十八項 労働組合の管轄範囲	一二二二二一七
第七十九項 製造業大企業における労働組合	一二二二二一八
第八十項 労働組合の管轄範囲	一二二二二一九
第八十一項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二〇
第八十二項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二一
第八十三項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二二
第八十四項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二三
第八十五項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二四
第八十六項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二五
第八十七項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二六
第八十八項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二七
第八十九項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二八
第九十項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二九
第九十一項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二一〇
第九十二項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二一一
第九十三項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二一二
第九十四項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二一三
第九十五項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二一四
第九十六項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二一五
第九十七項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二一六
第九十八項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二一七
第九十九項 製造業大企業における労働組合	一二二二二二一八
第一百項 労働組合の管轄範囲	一二二二二二一九

第一節 全国組合の組織と機関	三
第一項 全国組合大会と一般投票制	三
第二項 全国組合役員と執行委員会の構成および権限	四
第三項 全国組合組織の類型構成	四
第二節 全国組合の財政	四
第一項 組合費およびその配分	四
第二項 ストライキ基金・福利共済基金	四
第三章 ローカル組合の構造	五
第一節 ローカル組合の組織	五
第一項 ローカル組合の類型	五
第二項 ローカル組合員の組織参加の問題	五
第二節 ローカル組合の組織構成	五
第一項 職種別ローカル組合	五
第二項 合同職種別ローカル組合	五
第三項 産業別組合のローカル組合組織	五
第四章 中間体の構成と構造	五
第一節 中間機関の類型と構成	五
第五章 企業別中間組織の構造	三
第一節 企業別労働組合組織の類型と構成	三
第一項 常設中間機関をもたない企業別労働組合組織	三
第二項 常設中間機関を有する企業別労働組合組織	三
第二節 企業別中間体と企業別交渉の構造	三
第一項 全国組合企業別部と企業別中間組織による交渉	三
第二項 企業別中間組織を有する交渉組織の構造	三
第三項 企業別中間組織を有しない企業別交渉組織の構造	三
結語	六
著者論文目録	六
あとがき	六

# 津田眞激

現 在 武藏大学経済学部教授、名古屋工業大学・一橋大学講師

昭和27年 東京大学経済学部経済学科卒業

昭和27~33年 東京大学経済学部特別研究生および助手

昭和34年 武藏大学経済学部専任講師

昭和35年 武藏大学経済学部助教授

昭和37年 東京大学より経済学博士を授与

昭和37~39年 イリノイ州立大学産業関係研究所員

昭和39年 武藏大学経済学部教授

著 書：『労働問題と労務管理』（ミネルヴァ書房、昭和35年）、『労務管理』（ミネルヴァ書房、昭和40年）



## アメリカ労働組合の構造

© 津田眞激 1967年

昭和42年2月25日 第1版 第1刷発行

定価 3,000 円

著者 津田眞激

発行者 平野晃

発行所 株式会社 日本評論社

東京都新宿区須賀町14番地

電話・東京341-6161(代表)

印 刷 壮光舎印刷株式会社

製 本 吉田製本工業株式会社

落丁本・乱丁本はおとりかえいたします